都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十五年八月十三日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　許可番号

平成二十五年二月二十六日奈良県指令建第九〇―一九一号

二　検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証　平成二十五年八月六日建第八〇二二号

公共施設に関する工事の検査済証　平成二十五年八月六日建第四八五四号

三　開発区域に含まれる地域

桜井市大字粟殿八六〇番、八六一番、八六二番、八六三番、八六四番、八六七番、八六八番、八七一番一〇、八七三番、八七四番、八七七番一、九〇二番一、九〇三番及び九〇四番の各一部

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング　代表取締役　荒木正義

五　公共施設の種類、位置及び区域

道路　桜井市大字粟殿八六〇番、八六一番、八六二番、八六三番、八六四番、八六七番、八六八番、八七三番、八七四番、八七七番一、九〇二番一、九〇三番及び九〇四番の各一部

公園　桜井市大字粟殿九〇三番及び九〇四番の各一部

下水道　桜井市大字粟殿八六一番、八六二番、八六三番、八六四番、八六七番、八六八番、八七一番一〇、八七三番、八七四番及び八七七番一の各一部

緑地　桜井市大字粟殿八七三番の一部

水路　桜井市大字粟殿八七一番一〇、八七三番及び八七四番の各一部

一　許可番号

平成十九年五月十一日奈良県指令建第七八―二一八号

平成二十三年十二月十五日奈良県指令建第七八―二一八―一号
平成二十四年七月十七日奈良県指令建第七八―二一八―二号
平成二十五年四月九日奈良県指令建第七八―二一八―三号
平成二十五年七月二十六日奈良県指令建第七八―二一八―四号

二　検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証　平成二十五年八月六日建第八〇二三号
公共施設に関する工事の検査済証　平成二十五年八月六日建第四八五五号

三　開発区域に含まれる地域
生駒市壱分町五一六番一二、五一六番一九、五一六番二〇、五六〇番三、五六〇番七、五六六番一、五六六番六、五六六番七、五六六番八、五六六番一〇、五六六番一一、五六六番一二、五六六番一三、五六六番一四、五六七番一、五六七番三、五六七番四、五六七番五、五六七番六、五六七番七、五六七番八、五六七番九、五六七番一〇、五六七番一一、五六七番一二、五六七番一三、五六七番一四、五六七番一五、五六七番一六、五六七番一七、五六七番一八、五六七番一九、五六七番二〇、五六七番二一、五六七番二二、五六七番二三、五六七番二四、五六七番二五、五六七番二六、五六七番二七、五六七番二八、五六七番二九、五六七番三〇、一五八一番二、一五八一番三及び一五八一番四

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名
生駒市中菜畑二丁目一〇一一番一
京和ビルディング株式会社　代表取締役　山田良弘

五　公共施設の種類、位置及び区域
道路　生駒市壱分町五一六番一二、五一六番二〇、五六〇番七、五六六番一、五六六番一一、五六七番一、五六七番三、五六七番三、五六七番二三及び一五八一番四
公園　生駒市壱分町五六七番四
下水道　生駒市壱分町五六六番一、五六七番一及び五六七番三の各一部